第 40 号（第40条、第97条、第106条関係）（平21内府令29・追加、平21内府令68・旧第12号の３の４繰下・一部改正、平27内府令６・旧第41号繰上・一部改正、令元内府令12・令２内府令85・一部改正）

受　　領　　書

物件の種類及び特徴	
上記の物件を受領しました。 年　　月　　日 公安委員会（法第24条の２第２項の規定により一時保管されていた物件又は法第25条第１項の規定により仮領置されていた物件の受領の場合にあつては、警察署長）殿 住所 氏名 電話番号その他の連絡先	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。